

発行所 原発問題住民運動全国連絡センター
 発行人 持田繁義/1部300円 年間3,000円
 〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町 2-11-13
 MMビルII 402
 TEL 03-5215-0577 FAX 03-5215-0578
 郵便振替 00150-7-355202
 ホームページ <http://genpatu.com/index.html>
 メール=genpatu-c@bizimo.jp

第383号

2021年
2月25日

月1回25日発行

げんぱつ

原発住民運動情報

東京高裁

国の責任認定 原告の逆転勝訴

「東電を規制せず違法」

福島第一原発事故で、福

島

から千葉県などに避難した住民ら43人が国と東京電力に計約18億7300万円の損害賠償を求めた千葉訴訟第一陣控訴審の判決が2月19日、東京高裁であり、白井幸夫裁判長は、国が東電に対し、津波対策を求める規制権限を行使しなかったのは「違法」として、国の責任を認め、東電と国の双方に約2億7800万円、うち国に約1億3500万円の支払いを命じた。一審千葉地裁は国の責任を否定しており、原告住民側の逆転勝訴となった。

この日の判決は、国の地震調査研究推進本部が2002年に公表した地震予測「長期評価」を「相当程度に客観的かつ合理的根拠を有する科学的知見」と評価。国が津波対策の妥当性を判断する際に、長期評価を重視しなかったことを「著しく合理性を欠く」と批判し、福島第一原発に大きな津波が到来する予見可能性があったと判断した。そのうえで、防潮堤の設置などの措置を講じていれば「津波の影響は相当程度軽減され、全電源喪失の事態には至らなかった」と認定。国が規制しなかったことと事故との間に「責任を認めるに足りる因果関係がある」として「規制権限を行使しなかったこ

とは国家賠償法上、違法だ」とした。国の責任は東電と同程度とした。

一審の千葉地裁は、「国は長期評価に基づき津波の発生を予見できた」としながらも「津波の規模の大きさから措置を講じても、原発事故を回避できなかった可能性がある」として、国の責任を否定。東電にだけ約3億7600万円の賠償を命じていた。

今年1月の東京高裁判決は「長期評価から実際に津波の発生を予見できたといえない」と、信頼性を否定した。これは、02年の土木学会の「津波評価技術」にもとづいたもの。多数の専門家に参加した「長期評価」より、国が、電力会社社員や関係者が過半数を占める部会が決めた学会の一見解を主張して採用されたもの。今回の東京高裁判決は、1月判決に決着をつける形となった。

警鐘

●東京高裁の今回の判決と1月の判決は、対照的である。今回判決は国の責任を認めなかった一審千葉地裁の判決を変更にして国の責任を認めた。1月の判決は、国の責任を認めた前橋地裁の判決を覆して国の責任を否定した●東京高裁の判決は、今回判決と1月判決では、その経過も論拠も結果も真逆である。しかも同じ東京高裁の判決である。この分水嶺が、国の「長期評価」と、学会の「津波評価技術」への評価の違いにある。今回判決は「長期評価」に信頼性があるとした。1月判決は「津波評価技術」に信頼性があるとした●「長期評価」は多数の専門学者が参加する国の地震調査研究推進本部がまとめたもの。「津波評価技術」は土木学会の電力会社関係者が大半を占める部会が決める業界の指針とされるもの。この2つの組織のどちらが真理に近づきうるかは誰にもわかること。

- 「新潟県技術委員会の拡充を求めます」立石雅昭(2面)
- 2020年 処理水1日120ト増加(3面)
- 核兵器禁止条約が発効 「核なき世界」へスタート(5面)